

[事案 2019-250] 年金満額支払請求

・令和2年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

年金年額から源泉徴収されることについての説明がなされていないことを理由に、源泉徴収せずに年金年額を支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年3月に契約した個人年金保険について、平成29年3月より年金支払いが開始されたが、保険会社より、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されるという説明がなされていないので、源泉徴収をせずに年金年額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

源泉徴収の取り扱いが保険契約の内容とは言えず、保険会社が積極的に説明する義務を負うものではないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に源泉徴収に関する説明義務違反は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。